

令和 8 年度逗子市親子遊びの場運営事業業務委託
公募型プロポーザル方式事業者選考実施要領

1 趣旨

親子での情操を養い、子どもの健全な発育の支援を目的に、親子遊びの場を提供するに当たり、親子遊びの場運営事業を適切に履行できる事業者を選定すべく、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

2 委託業務概要

- (1) 業 務 名 逗子市親子遊びの場運営事業業務委託
- (2) 業務内容 別添「令和 8 年度逗子市親子遊びの場運営事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに実施する。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 事 務 局 逗子市教育部子育て支援課青少年育成係
住所：〒249-0003 神奈川県逗子市池子 1-11-2
電話：046-873-8581 FAX：046-871-5118
e-mail：seisyonen@city.zushi.lg.jp

3 参加募集

逗子市（以下「本市」という。）ホームページにおいて公表する。

4 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加者が 1 者以上の場合に実施する。

5 提案見積上限額

契約金額上限 1,320,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

本業務の履行に係る全ての経費を含むものとし、この金額を超える見積書を提示した場合は失格とする。

6 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、提案書提出期限から契約締結までの間に資格要件のいずれかに該当しないことが判明した場合には失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期限までに本市における令和 8 年度逗子市競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 逗子市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置基準（平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づく停止措置を受けていないこと。

- (3) 本業務に関する仕様書の内容を適切かつ確実に履行できる事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例第 15 号）第 2 条各号（第 4 号を除く。）に規定する暴力団等でないこと。
- (9) 国又は地方公共団体との契約に関して、本業務の参加申込を表明する時点で履行期限までの間に指名停止を受けている期間がないこと。
- (10) 法人又はその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (11) 公告日から遡って過去 5 年以内に地方公共団体が発注した同種及び同程度と認められる業務の契約を元請として締結し完了した実績が 2 件あること。

7 スケジュール

選定に係るスケジュールは次のとおりとする。

募集要項 配布（市ホームページ公開）	7 月 1 日（水）から
質問書の受付締切	7 月 8 日（水）午後 5 時まで
質問書の回答	7 月 13 日（月）
参加意向申出書提出期限	7 月 15 日（水）午後 5 時まで
企画提案書、見積書提出期間	7 月 15 日（水）から 7 月 24 日（金） 午後 5 時まで
指定管理者候補選定委員会（審査の実施（公開プレゼンテーション及びヒアリング））	8 月上旬
委託業者の決定及び公表	8 月中旬

8 質問書

(1) 質問書提出期限

質問事項があれば別添の質問書により、7 月 8 日（水）午後 5 時までに電子メールにて提出すること。（提出先：seisyonen@city.zushi.lg.jp）

(2) 質問書の回答

質問書の提出があった場合は、7月13日（月）（予定）に市ホームページに掲載する。

9 参加意向申出書の提出について

(1) 参加意向申出書提出期限等

参加意向申出書提出は、第2号様式により、施設休館日（火曜日）を除き7月15日（水）午後5時までに事務局に持参すること。

(2) 実績書類の提出

「6 参加資格要件」の(11)にある、類似の業務実績書類（現在契約中のものも含め、直近5年以内程度のもので、契約書の写しの場合は件名、契約金額、契約期間、契約当事者名の記載のあるもの、実績報告書など契約書以外の写しの場合は、前述に提示した契約書の写しの内容と同様の事項を確認できるもの）を2件、各1部を提出すること。

(3) この書類の提出がなかった場合は、参加の意思がないものとみなす。

10 企画提案書の提出期限及び提出部数について

企画提案書提出は、施設休館日（火曜日）を除き7月24日（金）午後5時までに事務局に以下の部数を持参すること。なお、期限を過ぎた場合は、辞退したものとみなす。

- ・正本（要押印） 1部
- ・副本 2部
- ・副本（記名及び押印の無いもの） 6部

※副本については、提案書の文面から事業者名等が推測されるような記載を除くこと。

11 企画提案書作成要領

(1) 企画提案書（様式3）の内容（項目）について

企画提案書は、本実施要領及び仕様書を確認のうえ、作成すること。

(2) 企画提案書の書式等

ア 用紙等

- ・A4判縦用紙、横書き両面、左綴じ印刷、文字サイズは、10.5ポイント以上とする。ただし、図表等の表現上、不具合がある場合を除く。

イ 書式等

- ・企画提案書の使用言語は、日本語とする。
- ・企画提案書本文の用紙枚数は、表紙、目次、索引を除き20ページ以内とする。
- ・企画提案書は、1部毎にファイリング又はホチキス留めをすること。
- ・記載事項については、本要領内の評価項目を参照すること。

(3) 留意事項

- ア 企画提案書作成により生じた諸費用について、本市は一切負担しない。
- イ 提出物は、一切返却しない。
- ウ 企画提案書提出後の提案書等の加除、差し替えは不可とする。
- エ 企画提案書に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本事業において公表等が特に必要と認められる場合は、本市は提案物の全部又は一部を使用できるものとする。
- オ 提案書等は、逗子市情報公開条例（平成 13 年逗子市条例第 3 号）の対象となるため、情報公開請求により公開される場合がある。そのため、企業秘密など公開されることにより貴社が不利益を被るおそれのある情報が含まれないように注意すること。
- カ 提案内容の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果、生じた責任については提案者が負うものとする。
- キ 実際の業務内容は、企画提案書に基づき、本市と落札者による協議により決定する。
- ク 企画提案書の内容について、本市が問い合わせをする場合がある。

(4) 複数提案の禁止

提案は、1 者につき 1 提案とする。

12 見積書作成要領（見積内訳書を含む。）

(1) 様式

提案金額は、契約期間中の本業務に係る費用の見込み額とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書（様式4）に記載すること。なお、見積内訳書については、特に様式を問わないものとする。

(2) 注意事項

見積金額が著しく低い場合等、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合は、当該提案者から説明を求め、合理的な理由がないと認められた場合は、失格とする。

13 提出書類の審査

企画提案書及び見積書について、次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しない場合
- (2) 見積書に関して、契約限度額を超えた金額の場合
- (3) プロポーザル参加に当たり、本市へ提出した書類又はその内容に明らかな虚偽が認

められた場合

14 プレゼンテーション実施要領

(1) 日時及び場所

8月上旬開催予定。詳細な時間・場所等については、別途個別に通知する。

(2) プレゼンテーション用資料について

企画提案書に加え、プレゼンテーションに使用する資料を準備する場合は、プレゼンテーションの当日に6部提出することとする。また、スクリーン等に投影する資料（プレゼンテーション用投影資料）を使用することも可能とする。ただし、企画提案書の提案範囲を超えた資料は認めない。

(3) プレゼンテーションの方法

ア プレゼンテーションの時間は、1者30分以内（準備5分、プレゼンテーション15分、質疑応答10分）を予定している。

イ 人数は、説明者を含めて2名までとする。

ウ プレゼンテーションに必要な機器（スクリーン、プロジェクター）と電源は、本市が準備するが、その他の機器については提案者が用意すること。

エ プレゼンテーションは非公開で行う。

(4) 注意事項

ア 災害や公共交通機関の事故等、止むを得ないと判断される合理的な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

イ 企画提案書の提案範囲を超えた資料でプレゼンテーションを行ったことが判明した場合、プレゼンテーションの時間を越えた場合は、企画評価点を減点する。

15 委託契約候補業者の審査等

委託契約候補業者の審査等は、体験学習施設スマイル指定管理事業に向けたコンサルティング事業者選定に係る公募型プロポーザル方式事業者選考委員会において、以下に定める方法により実施する。

(1) 選定方法

プロポーザル参加者が提出した、「企画提案書」、「見積書」及びプレゼンテーションの内容により採点、審査、評価を行い、その合計点の最も高い者を委託契約候補業者として選定する。また、合計点が2番目に高い者を原則として次点とする。

(2) 配点について

500点満点とし、評価項目、配点については次のとおりとする。

No	評価項目	配点
1	活動実績（移動式の子どもの遊び場事業及びそれに準じる業務実績等）	100 点
2	基本理念（子どもの遊び場や遊具等に対する考え方等）	100 点

3	運営計画（取り組み、運営方針、運営計画等）	100 点
4	運営内容（具体的な運営方法や展開する遊具の紹介等）	100 点
5	危機管理（事故発生時の対応、遊具の安全性、運営の留意点等）	100 点
合 計		500 点

（３）採点について

採点は、次のとおりとする。

特に優れた提案	5 点
優れた提案	4 点
標準的な提案	3 点
標準より劣る提案	2 点
標準より著しく劣る提案	1 点

（４）合計点の算出方法は、採点×評価項目の配点/5を当該評価項目の点数とし、その総和をもって評価点とする。

【算出例】配点 100 点の項目において採点が 4 点の場合 $4 \times 100 / 5 = 80$ 点

（５）見積額の合計額を採点対象とし、合計見積額が予定価格を 10 万円下回るにつき、10 点加算し、最大 30 点まで加点する。

（６）点数の最低点

委託契約候補となる最低点は、300 点（採点者の平均点）とする。

（７）最高得点獲得者が 2 者以上となった場合は、次の項目の順位に従い選定する。

- ① 評価項目のうち「運営内容」の得点が高い者
- ② 評価項目のうち「活動実績」の得点が高い者
- ③ 提案額の総額が低い者

（８）選定結果

選定結果は、全ての参加者へ電子メールで通知し、ホームページで公表する。ただし、選定結果に対する一切の異議申し立ては受け付けない。

16 プロポーザルの辞退

参加資格を有する者が、本プロポーザルを辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の前日午後 5 時までに事務局へ辞退届（第 5 号様式）を持参し提出することとし、期限以降の辞退は原則認めない。なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではない。

17 契約

- （１）選定された委託契約候補者は、速やかに契約内容（仕様・価格等）について本市と協議を行い、本市との契約手続きを経て委託事業者となる。
- （２）提案が採用されたことをもって、提案したすべての内容（仕様・価格等）の契約を保証するものではない。契約内容（仕様・価格等）については、本市と協議を行い決

定する。

- (3) 委託契約候補者は、本市が指示する必要書類を揃え、速やかに契約を締結すること。
- (4) 委託契約候補者が辞退等により契約締結ができない場合は、次点の者を契約候補者とする。

18 失格条件

本市が、参加者及び受託候補者と決定した事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本プロポーザルの参加資格の決定を取り消すものとする。

- (1) 提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
- (2) 「6 参加資格」を満たさなくなったとき。
- (3) 定められた以外の手法により、選考委員若しくは関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めたとき。
- (4) この要領に違反すると認められたとき。

19 その他

- (1) 本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 企画提案書作成により生じた諸費用について、本市は一切負担しない。
- (3) 提出物は、一切返却しない。
- (4) 企画提案書に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本事業において公表等が特に必要と認められる場合は、本市は提案物の全部又は一部を使用できるものとする。
- (5) 提案書等は、逗子市情報公開条例（平成 13 年逗子市条例第 3 号）の対象となるため、情報公開請求により公開される場合がある。そのため、企業秘密など公開されることにより貴社が不利益を被るおそれのある情報が含まれないように注意すること。
- (6) 提案内容の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果、生じた責任については、提案者が負うものとする。
- (7) 実際の業務内容は、企画提案書に基づき、本市と落札者による協議により決定する。